

おしらせ12月号

令和7年12月1日発行



社会保険労務士法人 作道事務所
労働保険事務組合 栃木労務管理協会
TEL:0285-23-6172 FAX:0285-23-7279
ホームページ <https://www.sabg.jp>
メールアドレス slm_info@sabg.co.jp



労働保険料 第3期分 納期 1月20日(火)・・納付のご準備を

自動振替(T-net・無料)をご利用の場合は、ご指定の金融機関から自動引落しとなります。
振込の場合は、下記金融機関にお振込願います。振込手数料は、貴社にてご負担お願いします。

振込先口座名義 労働保険事務組合 栃木労務管理協会 理事長 作道 義明

足利小山信用金庫	栗宮支店	(普)	001131	足利銀行	小山支店	(普)	348146
三井住友銀行	小山支店	(普)	122564	足利銀行	間々田支店	(普)	293181
栃木銀行	小山支店	(普)	3736001	足利銀行	栃木支店	(普)	1001191
常陽銀行	小山支店	(普)	234950	群馬銀行	小山支店	(普)	194633

賞与の保険料計算について (賞与届提出のため、支給後当事務所にご連絡下さい)

・賞与支払月の入社・退職者の保険料控除について・

入社の場合 社会保険料、雇用保険料とも・・・控除する

退職の場合 社会保険料(健康・介護・厚生年金)は、

当月1日～末日の前日までの退職・・控除しない 末日退職・・控除する

雇用保険料は・・・控除する



令和7年度 年末年始無災害運動

本年度 年末年始 無災害運動のスローガン

「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進

本年8月までの労働災害状況では、休業4日以上の死傷者数は前年同期比で1.4%減少したものの、商業(3.8%増)、保健衛生業(3.0%増)など一部業種では増加が見られました。また、事故の型別では「転倒」が6.5%増加し、死亡災害では「交通事故(道路)」が19.6%増と大幅に増加しています。

年末年始は、作業量や物流の増加に伴い、災害リスクが高まる時期です。特に、転倒災害や腰痛による災害の予防、そして感染症対策を含む健康管理に積極的に取り組むことで、無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全と健康への意識を改めて高めていきましょう。

令和7年1月改正、通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

■ 新しい非課税限度額(片道距離別)

片道の通勤距離	改正前	改正後	上げ幅
2km未満	全額課税	全額課税	(変更なし)
2km以上 10km未満	4,200円	4,200円	(変更なし)
10km以上 15km未満	7,100円	7,300円	200円
15km以上 25km未満	12,900円	13,500円	600円
25km以上 35km未満	18,700円	19,700円	1,000円
35km以上 45km未満	24,400円	25,900円	1,500円
45km以上 55km未満	28,000円	32,300円	4,300円
55km以上	31,600円	38,700円	7,100円

■ 非課税限度額の変更内容

今回の改正は、自動車等で通勤する従業員(片道10km以上)が対象で距離区分ごとに非課税限度額が引き上げられました。※公共交通機関の実を利用する場合や、片道10km未満の方については変更ありません。

■ 就業規則・給与規程の見直し

これまで「非課税限度額=支給額」で設定していた場合は、今回の改正額に合わせて通勤手当の支給基準を変更する必要があります。給与規程の改定や社内通知もお早めにご対応下さい。

★ 年末調整で必要となる追加作業 ★

令和7年4月以降の通勤手当は改正前の非課税限度額で源泉徴収されています。そのため、改正前に課税扱いとした通勤手当のうち、改正後に非課税となる金額を、年末調整で精算(還付)する必要があります。

※給与システム等の非課税限度額設定を「改正後の金額」へ更新お願いします。

年の中途中に退職した従業員に既に源泉徴収票を交付している場合で、改正後の非課税限度額の適用により新たに非課税となった部分の金額があるときは、「支払金額」欄を訂正するとともに、「適用」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を再度交付する必要があります。

詳しくは当事務所までお問い合わせください。



今年も格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございました。

当事務所の年末年始休日は

12月30日(火)～1月4日(日)

よろしくお願い申し上げます。